

平成25年度
電気自動車等導入補助金
～補助制度のご案内～

大気環境の改善や地球温暖化の防止、淡路島内における移動手段の電動化を図り「あわじ環境未来島構想」を推進するため、淡路島内の事業者又は淡路島内に在住する個人の方が電気自動車等を導入する取組みに対して補助を行います。



©兵庫県 2007

募 集 期 間

平成25年4月1日(月) から 平成26年3月31日(月)まで

(一財)淡路島くにうみ協会

1 補助の概要

(1) 趣旨

大気環境の改善や地球温暖化の防止、淡路島内における移動手段の電動化を図り、「あわじ環境未来島構想」を推進するため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下、「電気自動車等」という）を導入する事業者及び個人に対し補助金を交付します。

(電気自動車等の定義)

※次のいずれかに該当する自動車

- ・「電気自動車」とは、電池によって駆動する電動機を原動機として搭載した検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいいます。
- ・「プラグインハイブリッド自動車」とは、エネルギー回生機能を有する四輪以上の検査済自動車であって外部からの充電が可能なものをいいます。

(2) 補助対象者

次のいずれかに適合していることが必要です。

- ① 淡路島内に本社又は事業所が所在する事業者であること。
 - ② 淡路島内に1年以上在住する個人（交付申請の日までに連続して1年以上在住していること）
 - ③ ①又は②の者に対して貸与するリース事業者であること。
- ※1 リースによる導入の場合は、リース元事業者が補助対象者となります。
- ※2 ① ③とも国・地方公共団体及び国又は地方公共団体が50%以上出資する法人等は対象となりません。
- ※3 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を行うものは対象となりません。

(3) 補助対象自動車

次の全ての要件に適合している電気自動車等。

- ① 四輪以上であること。
- ② 新車であること。（平成25年3月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録又は新車新規検査届出が行われるものであること。）
- ③ 淡路島内に使用の本拠の位置を置くこと。
- ④ リースによる導入においては、自動車リース事業者は、電気自動車等の貸与料金について、協会からの補助金相当分を通常の貸与料金から減額して設定すること。

※次のような自動車は対象とはなりません。

- ・ハイブリッド自動車（外部からの充電が出来ない自動車）・クリーンディーゼル自動車
- ・三輪以下の電気自動車等及び電動原動機付自転車

2 補助の内容・金額

(1) 補助金額

導入する電気自動車等1台あたり30万円（上限）

※但し、国補助金（クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金）を上回る場合は国補助金と同額とする。）

(2) 補助台数

60台

(3) 補助対象経費

（補助対象となる経費）

- ・車両本体価格
（税抜価格・車両本体から値引きのある場合は値引き後の税抜本体価格）

（補助対象とならない経費）

- ・オプション代金・自動車重量税・自動車取得税・その他自動車購入に係る諸経費等

3 補助の申請

(1) 申請期間

自動車検査証の「登録年月日／交付年月日」から起算して30日以内に申請をお願いします。

ただし、協会の受付期間は平成25年4月1日～平成26年3月31日とします。（受付期間中でも予算の上限に達し次第終了いたします。）

※平成25年3月1日から平成25年3月31日までの間に新規登録等を行った車両については、平成25年5月1日まで申請を受け付けます。

(2) 申請方法

補助金を申請される方は、必要書類にご記入の上、後記「7 書類の提出・問い合わせ先」までご持参ください。〔受付時間は期間中の開庁日、午前9時から午後5時まで〕

※来庁日時を事前にご連絡ください。

持参による受付のみとなります。郵送、ファックス、E-mail等では受付できないのでご了承ください。

4 交付申請時提出書類

所定の交付申請の様式に必要事項を記載・押印し、下記の書類を添付してください。

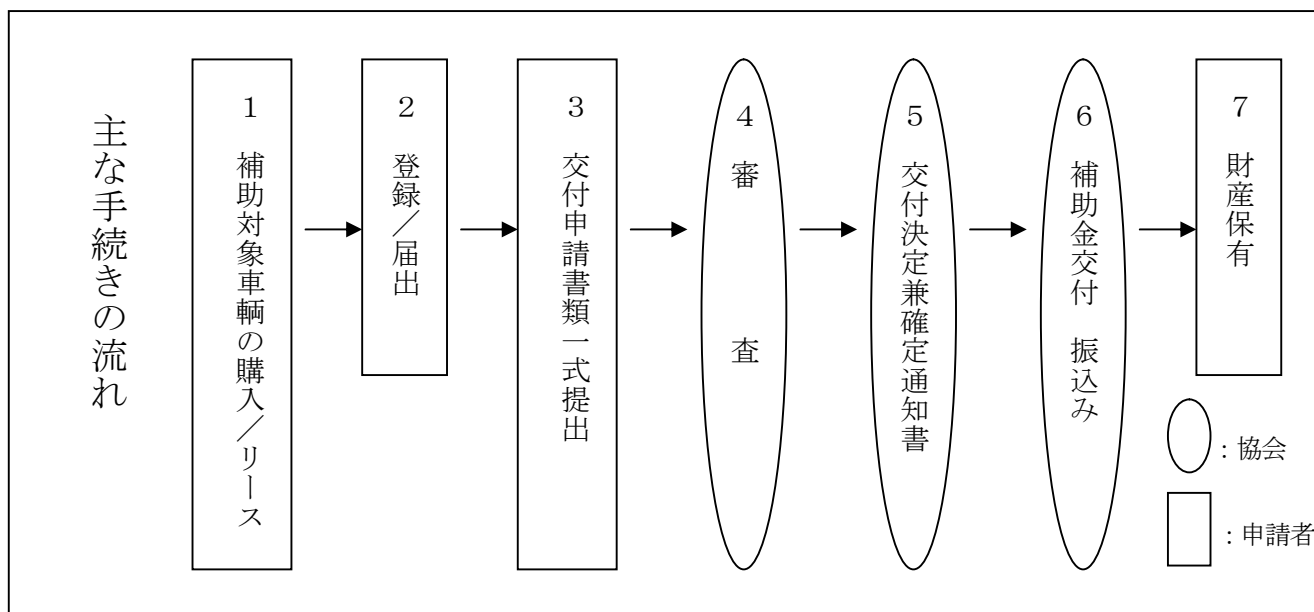
(1) 交付申請書添付書類

- ① 申請者が事業者の場合は、申請者の営む主な事業及びその内容を記した書面（法人の場合は法人格を有することを証する書類（商業・法人登記簿謄本等）、個人事業者の場合は所得税確定申告書控え等（受付印の押印されたもの）、当年に開業した場合は、個人事業の開業届出書（受付印の押印されたもの）
- ② 申請者が個人の場合は、住民票（申請者が淡路島の住民となった年月日が確認できるもの）
- ③ 債権者登録書及び通帳の写し
- ④ 支払証拠書類（申請者宛の領収証、銀行発行の振込証明書等）
- ⑤ 補助対象自動車の検査済証及び契約書又はこれに代わるもの（割賦販売契約の場合は、割賦販売契約書も併せて添付してください。）
- ⑥ 写真（ナンバーの写ったもの）
- ⑦ リース事業者の場合、リース料から補助金相当分が減額されることを確認できる書類として電気自動車等に関する以下の書類
 - （ア）自動車賃貸契約書
 - （イ）リース料金の算定根拠明細書（通常のリース料金と補助金を受けた場合のリース料金が比較できるもの）
 - （ウ）使用者（借受人）が事業者の場合は、使用者の営む主な事業及びその内容を記した書面（①と同じ）
 - （エ）使用者が個人の場合は、住民票（②と同じ）
- ⑧ その他協会が必要と認める書類
 - ※1 商業・法人登記簿謄本については発行後3ヶ月以内のものをご持参ください。
 - ※2 添付書類については必ず原本をご持参ください。（原本確認後返却します）

5 補助金の支払い

書類審査、現地調査等により本補助金交付要綱の規定に適合すると認められるときは、補助金交付請求書をご提出いただくことにより、指定された口座へ振り込みます。（補助金交付請求書は補助金交付申請書類と同時に提出していただいて構いません）

6 補助金申請から補助金交付までの流れ



7 書類の提出・問い合わせ先

提出・問い合わせ先：(一財) 淡路島くにうみ協会 地域振興課
電気自動車等導入補助金担当

所在地：〒656-0021

洲本市塩屋二丁目4番5号 兵庫県洲本総合庁舎
(兵庫県淡路県民局公園島推進室未来島推進課内)

TEL 0799-26-3460 FAX 0799-23-1250

E-mail koenjima@pref.hyogo.lg.jp

※各種様式は(一財)淡路島くにうみ協会及び兵庫県淡路県民局ホームページに掲載しています。

(一財)淡路島くにうみ協会ホームページ

<http://www.kuniumi.or.jp/>

兵庫県淡路県民局ホームページ

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/area/awaji/index.html>

8 その他

下記の点にご留意くださいますようお願いいたします。

- ※ 補助金を受けて購入した電気自動車等には、原則として3年間の財産処分の制限期間が設定されます。
(譲渡、貸し付け、使用本拠地の変更等の制限に違反した場合には、補助金を返還していただきます。)
- ※ 協会が実施する使用状況等の調査についてご協力いただきます。
- ※ 1つの事業者又は個人の方が複数台分の補助金申請を行う場合は、別途審査を行う場合があります。
- ※ 補助金を受けられる方については、ステッカーを補助対象となった電気自動車等に貼り付けいただくこと等によりあわじ環境未来島構想のPRにご協力いただきます。
- ※ 募集期間内に国補助金（クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金）の内容が見直される場合、当該補助金も予告なく内容の見直し、もしくは受付の中止を行う場合があります。